

# 運送業務仕様書

## 1 業務の目的・内容

請負者は、依頼者から運送の発注を受けた物品等（以下「物品等」という。）を依頼者が指定した集荷日時及び場所において集荷を行い、厳重な管理のもと、安全かつ確実に依頼者の指定人へ運送し、引渡すものとする。

なお、予定数量は別紙2のとおりとする。

## 2 運送物品等の集荷

集荷については、中部森林管理局においては、原則毎日午後4時までに1階総務室にて行うこととし、中部森林管理局以外の管轄官署においては別紙3のとおり行う。

ただし、原則下記の期間を除く。

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・令和8年12月29日から令和9年1月3日及び令和9年3月31日

なお、使用する運送伝票は、届先欄及び発送元欄に、依頼者の指定した住所、氏名等を印字したものをお預りする。

## 3 運送日数

中部森林管理局と管轄官署間の運送は、集荷日の翌日を原則とし、その他本州の各都府県向けは2日以内に、北海道、四国、九州の各道県向けは3日以内に運送すること。

なお、依頼者は、上記の基準日数にかかわらず、到着日時を遅らせて指定することができるものとする。

## 4 業務完了の確認

依頼者は、必要に応じ、請負者に運送引渡完了の確認を求めることができる。この場合、請負者は運送引渡を証明する書類を、依頼者に提示するものとする。

## 5 責任の始期及び終期

請負者の物品等に関する責任は、依頼者から物品等の引渡しを受けたときに始まり、依頼者の指定人へ物品等の引渡しを完了したときに終わるものとする。

## 6 事故等の通知

請負者は、依頼者から引渡しを受けた物品等について、紛失、損傷、著しい運送遅延等の事故等が発生した場合は、直ちに依頼者に通知するものとする。

延その他運送業務に関する事故があったとき、またはその恐れがあるときは、臨機の措置を講じるとともに、ただちに、その旨を依頼者に通知し、必要な指示を受け、処理しなければならない。

## 7 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 8 履行場所

発送元・発送先は、依頼者が指定する場所とする。

## 9 協議

本仕様書に記載されていない事項または疑義を生じた場合は、依頼者と協議のうえ、これを定めるものとする。

## 10 その他

本業務で知り得た事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

別紙1 単価表

(单位: 田)

別紙2 予定個数表

(単位：個)

都道府県（地帯）		北海道	北東北	南東北	関東	信越	東海	北陸	関西	中国	四国	北九州	南九州
		北海道	青森県 岩手県 秋田県	宮城県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	富山県 石川県 福井県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県	熊本県 宮崎県 鹿児島県
南九州	60	2											
	80	5					2						
	100	10											
	140	20											
	160	30											
	170	50											
北九州	60	2											
	80	5											
	100	10											
	140	20											
	160	30											
	170	50											
四国	60	2											
	80	5				2							
	100	10											
	140	20											
	160	30											
	170	50											
中国	60	2											
	80	5											
	100	10											
	140	20											
	160	30											
	170	50											
関西	60	2											
	80	5					2						
	100	10											
	140	20						1					
	160	30											
	170	50											
北陸	60	2					161						
	80	5					16						
	100	10					6						
	140	20											
	160	30											
	170	50											
東海	60	2					770						
	80	5					45						
	100	10					15						
	140	20					2						
	160	30					1						
	170	50											
信越	60	2				45	2023						
	80	5				15	195						
	100	10	2	2		45	22						
	140	20				30	3						
	160	30				3							
	170	50				3							

別紙3 中部森林管理局と管轄官署間の集配

官署名称	郵便番号	住所	電話番号	発送指定曜日 中部局→各官署	集荷指定曜日 各官署→中部局
名古屋事務所	456-8620	愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-20	050-3160-6660	平日は毎日	平日は毎日
富山森林管理署	939-8214	富山県富山市黒崎字塚田割591-2	050-3160-6080	平日は毎日	火・木
北信森林管理署	389-2253	長野県飯山市大字飯山1090-1	050-3160-6045	平日は毎日	平日は毎日
中信森林管理署	390-0852	長野県松本市島立1256-1	050-3160-6050	平日は毎日	月・水・金
東信森林管理署	384-0301	長野県佐久市大字臼田1822	050-3160-6055	平日は毎日	集荷・発送なし
南信森林管理署	396-0023	長野県伊那市山寺1499-1	050-3160-6060	平日は毎日	火・木
木曽森林管理署	399-5604	長野県木曽郡上松町大字上松1-4-1	050-3160-6065	平日は毎日	平日は毎日
木曽森林管理署南木曽支署	399-5301	長野県木曽郡南木曽町読書3650-2	050-3160-6070	平日は毎日	月・水・金
飛騨森林管理署	506-0031	岐阜県高山市西之一色町3-747-3	050-3160-6085	平日は毎日	集荷・発送なし
岐阜森林管理署	509-3106	岐阜県下呂市小坂町大島1643-2	057-620-1023	平日は毎日	火・木
東濃森林管理署	508-0351	岐阜県中津川市付知町8577-4	050-3160-5675	平日は毎日	月・水・金
愛知森林管理事務所	441-1331	愛知県新城市庭野字東萩野49-2	0536-22-1101	平日は毎日	火・木
森林技術・支援センター	509-2202	岐阜県下呂市森876-1	057-620-1011	平日は毎日	月・水・金
木曽森林ふれあい推進センター	397-0001	長野県木曽郡木曽町福島5473-8	0264-22-2122	平日は毎日	火・木
伊那谷総合治山事業所	395-0001	長野県飯田市座光寺5152-1	050-3160-6075	平日は毎日	平日は毎日